危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設の基準 (例)

形態	許可が必要		届出が必要
規制	屋内貯蔵所 (独立平屋建の場合)	販売取扱所 (第1種)	少量危険物貯蔵所
数量	指定数量以上	指定数量以上 (第1種は15倍以下まで)	指定数量の5分の1 以上指定数量未満
壁	耐火構造	準耐火構造 (区画部分:耐火)	不燃材料
柱	耐火構造	規定なし	不燃材料
床	耐火、浸透しない構 造、傾斜、ためます	規定なし(ただし、配合 室は屋内貯蔵所に準ずる)	浸透しない構造、 傾斜、ためます
屋根	軽量な不燃材	耐火構造又は不燃材料 (上階がある場合、上階の 床は耐火構造)	不燃材料 (天井がない場合)
天井	設けることができない	不燃材料	不燃材料
窓・ 出入口	防火設備	防火設備	防火設備
採光· 照明	必要	規定なし	必要
換気	必要(引火点70℃未満は 強制換気設備とする。)	規定なし(ただし、配合 室は強制換気設備とする。)	必要(引火点40℃未満は 強制換気設備とする。)